

## 薬価制度の抜本改革について（その5）

### ④ 中間年の薬価調査・薬価改定

#### 1. これまでの議論

- 平成29年2月8日に開催された薬価専門部会において、中間年の薬価調査・薬価改定のうち、薬価調査の在り方について議論を行ったところ。
- 今回は、中間年の薬価調査・薬価改定のうち、薬価改定の在り方について議論を行うこととしたい。

#### 2. 背景

- 薬価は、従来、薬価調査により市場実勢価格を把握した上で、それを薬価に適切に反映させることにより、改定することとされてきた。
- 市場実勢価格の反映のさせ方や、改定の頻度については、累次の改正が行われてきたところであり、特に改定の頻度については、
  - 昭和58年1月1日に部分改定
  - 昭和59年3月1日に全面改定
  - 昭和60年3月1日に部分改定
  - 昭和61年4月1日に部分改定が行われるなど、1年に1回の改定が連続して行われていた時期もある。
- その後、昭和62年の中医協建議において、市場における価格の安定にある程度の期間を要することから「おおむね2年に1回程度の全面改正になることはやむを得ない」とされ、それ以来、消費税増税に伴う改定を除いて、2年に1度、全面改定されてきた。
- このような中、昨年12月、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」が取りまとめられ、その中で、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制する観点から、中間年においても薬価調査を行い、価格乖離の大きい品目について薬価改定を行う旨が定められた。これを受け、中間年における薬価調査・薬価改定について検討する必要がある。

### 3. 基本方針及び中医協において示された課題

- 中間年の薬価改定については、平成 28 年 12 月 21 日の経済財政諮問会議で報告された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」においては、次のとおりとされている。

#### 1. 薬価制度の抜本改革

- (2) 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。  
そのため、現在 2 年に 1 回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う。

- また、中医協においても、薬価制度に関する課題として、既記載医薬品の薬価改定について、改定頻度、流通価格の把握方法や費用対効果評価の導入も含め、その在り方についてどう考えるかといった点が提示されている。

- なお、平成 29 年 2 月 8 日に開催された薬価専門部会において示された薬価調査の在り方に関する主な意見は次のとおり。

- ・ 中間年の調査は、本調査の考え方を踏襲しつつ、調査対象となる客体を単純に抽出して行えばよいのではないか（1号側）
- ・ 基本方針に則り、対象の卸売業者を絞ることで、調査客体に負担がない形で調査を行うべきではないか。（2号側）

### 4. 現行制度について

#### (1) 改定頻度

- 薬価の改定は、おおむね 2 年に 1 回実施している。

#### (2) 実勢価に基づく薬価改定

- 改定時における薬価の算定方式としては、卸の医療機関・薬局に対する販売価格（薬価調査での価格）の加重平均値に消費税を加え、更に医薬品流通の安定のための調整幅（改定前薬価の 2%）を加えた額を新薬価とすることとしている。

### (3) 後発品の薬価改定

- 後発品については、価格帯を3つに統一することとし、組成、剤形区分、規格が同一である全ての類似品について以下のとおり薬価算定する。
  - ① 最高価格の30%を下回る算定額となる後発品を一つの価格（加重平均値）として収載（統一名収載）
  - ② 最高価格の30%以上、50%を下回る算定額となる後発品を一つの価格（加重平均値）として収載
  - ③ 最高価格の50%以上の算定額となる後発品を一つの価格（加重平均値）として収載

## 5. 今後の検討課題について

### (1) 乖離の大きい品目について

- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制する観点から、中間年における薬価改定の対象となる価格乖離の大きい品目についてどう考えるか。
  
- また、事前に、薬価改定の対象となる具体的数値基準を示すこと・示さないことのメリット・デメリットについてどう考えるか。

### (2) 後発品の価格帯について

- 仮に、同価格帯の一部の後発品が価格乖離の大きい品目として薬価改定の対象となった場合、価格帯との関係についてどう考えるか。

※ なお、後発医薬品については、別途、「後発医薬品の薬価の在り方」において議論予定。